

ほっかいどうの社会保障

2015年12月27日

北海道社会保障推進協議会

Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

「これで冬が越せます」

運動実り、喜び広がる！

生活保護・冬季加算引き下げ 集中暖房費が上回る場合、特別基準適用

生活保護の冬季加算が今年の冬から大幅に引き下げられました。生活保護制度を良くする会（事務局 道生連）は、引き下げの中止を求める不服審査請求や、特別基準の申請の取り組みも進めています。

暖房費が冬季加算を上回る公営住宅

集中暖房の公営住宅では、その暖房費が生活扶助冬季加算を大きく上回る場合が生じました。定額料金のため節約できませんので、生活が脅かされました。道内では札幌市と苫小牧市にあります。

そのため、生活保護利用者は、特別基準の申請を行い、道生連も北海道や厚生労働省に対して要請していました。特別基準は、厚生労働省が設定するため、道庁が国と協議が行われていました。

生活保護法による生活扶助（冬季加算）の特別基準の設定について 【抜粋】

被保護者が定額で設定された暖房費を負担している場合で、2015年10月から2016年5月までの暖房費を合計した額が、2015年10月から2016年4月までに冬季加算を合計した額を越える場合は、当該越える額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

その結果、12月18日、厚生労働省は、経過措置として、定額で設定された暖房費を負担している場合で、冬季加算を合計した額を越える場合は、当該越える額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないと、通知（左表）しました。

苫小牧市は、該当者全員に、2月の支給日にそれまでの差額分を支給すると連絡がありました。札幌市も2月予定です。

利用者からは「これで冬が越せます」と喜びの声が広がっています。

今後は、一年限りにしないことや、暖房費以外にも、冬場に必要費用もあります。冬を人間らしい生活ができるように働きかけが求められています。



世界から見ても違法 生活保護費の引き下げの中止を求める「新・人間裁判」

「声をあげなければ命が奪われてしまう」142人の生活保護利用者が生活保護基準の引き下げの中止を求める「新・人間裁判」が提訴（11月28日）から1年を迎えました。12月16日には5回目の口頭弁論が行われ、原告が、利用した経過と現在の劣悪な生活実態を告発しました。

弁護団は、新たに、世界から見た論点として、日本が批准している制度の後退を禁止した社会権規約に違反していると主張しました。憲法98条2項から日本国が締結した条約が法律より優位で、生活保護制度も後退させてはいけません。裁判所には、日本が人権後進国だと揶揄させる大きな原因をつくることにもなるので、「世界に恥じない判決」を求めました。第6回口頭弁論は3月23日に行われます。

年末各地で相談会 深刻な相談も

格差と貧困が広がり社会保障が後退する中、道内各地で相談会が行われ、深刻な相談が寄せられました。所持金400円の方、生活保護申請した方もいました。

11月 東区（18日）、白石区（21日）
くらしSOSなんでも電話相談会（24日）
12月 清田区（6日）、江別市（13日）
反貧困ネット北海道・相談会（17日）
西区（22日）、旭川市（26日）

雇用・くらし・SOSネットワーク北海道
1月27日 総会・講演です。

総会当日は、「札幌市生活就労支援センター ステップ」から、活動やその特徴について報告していただき、各団体の取り組みの交流も行います。ご参加ください。

日時 1月27日（水）18時～
場所 南大通ビル2階会議室